

死刑廃止をめざして 2023.9 第13号

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部ニュース

編集責任 日本弁護士連合会
死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部

●主な内容●

- ・本年度の死刑廃止に向けた日弁連の取り組み…………… 11
- ・弁護士会での死刑廃止総会決議の可決状況等…………… 12
- ・日弁連が連携する各団体のご紹介…………… 12

本年度の死刑廃止に向けた日弁連の取り組み

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部 事務局次長 今村 義幸(長野県)

1 はじめに

日弁連は、2016年10月に福井市で開催した人権擁護大会で、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」(以下「福井宣言」といいます。)を採択しました。

福井宣言は、刑罰制度改革の中で、死刑制度を廃止し、代替刑として、仮釈放のない終身刑に併せて減刑手続制度を設けることを提案したものです。これは、死刑が、かけがえない生命を奪う非人道的な刑罰であることに加え、裁判は常に誤判の危険をはらんでおり、死刑判決が誤判であった場合に執行がなされてしまうと取り返しがつかないことや、他方で、罪を犯した人の更生と社会復帰の観点からみたととき、更生し社会復帰する可能性を完全に奪うという問題点を内包していることを理由としています。

2 福井宣言を受けて

福井宣言の実現に向けて、2017年6月に「死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部」が設

置されました。

以後、法務大臣に対して死刑執行の停止を要請する活動、国会議員・法務省・EU関係者・マスコミ・宗教界等との意見交換、海外調査、政府の世論調査に対する日弁連意見書の公表、死刑廃止について考えるシンポジウム等の開催、市民向けパンフレットの発行等の活動を重ねてきました。内閣府の世論調査の設問が幅広く、より公平な内容に変わったのも、日弁連の働き掛け等によるものです。

3 福井宣言の実現に向けた具体的活動

また、各地の弁護士会・弁護士会連合会においても、死刑制度についての検討委員会等を設置し、全国で死刑をテーマにしたシンポジウムが数多く開催されています。死刑の執行に抗議する会長声明等も、数多くの弁護士会・弁護士会連合会で公表しています。

日弁連は、福井宣言で掲げた目標を実現するため、2022年11月15日に「死刑制度の廃止に伴う代替刑の制度設計に関する提言」

(以下「日弁連提言」といいます。)

を取りまとめ、死刑制度の廃止と同時に、死刑の代替刑として仮釈放のない終身拘禁刑を導入することを提案しました。その提案の実現に向けて、次の活動を行います。

(1) 法務省に対する活動

2022年6月、懲役刑・禁錮刑を廃止して「拘禁刑」として単一化するともに、拘禁刑などに処せられた者に対しては、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるとする「刑法等の一部を改正する法律」が成立しました。

刑法の制定以来、初めて刑の種類の見直しを行うものですが、刑罰の目的を「懲らしめ」から「立ち直り」に大転換させた法改正により、「立ち直り」を許さない死刑の異質さが一層はつきりするようになりました。

こうしたことから、法務省に対し、罪を犯した全ての人に対し、「立ち直り」の機会を与える日弁連提言について協議するよう申し入れをし、死刑制度を含む刑罰制度改革のための協議を行う審議会

を設置するよう求めます。

(2) 国会に対する活動

死刑制度を廃止するためには、国会における立法が必要であり、与野党を問わず国会議員に対する働き掛けが重要です。現在、平沢勝栄衆議院議員を会長とした「日本の死刑制度の今後を考える議員の会」が超党派の国会議員により

結成されています。そこで、①「日本の死刑制度の今後を考える議員の会」と連携し、国会議員に対し日弁連提言を説明し、仮釈放のない終身拘禁刑を導入しつつ死刑制度廃止法案を実現するための要請活動を継続して行

います。②死刑制度が廃止されるまでの間の死刑執行を避けるため、早急に死刑執行停止法案を成立させるための要請活動を行います。③死刑廃止に取り組む米国の議員と日本の国会議員との連携を支援することに、日本の国会議員及び国民の死刑廃止に向けた機運を醸成することを旨とし、国会議員の訪米を実現すべく準備を行います。

(3) マスコミに対する活動

マスコミに対して「死刑とえん罪」について働きかけることは重要課題の一つです。また、「国民の8割以上が死刑制度を支持している」という報道について、内閣府世論調査では「死刑もやむを得ない」と回答した人のうち、39.9%が「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」と回答していることや、仮釈放のない終身刑を新たに導入した場合、「死刑を廃止する方がよい」と回答した人が全体の35.1%も存在するということについても周知していきます。

(4) 研究者に対する活動

刑事法研究者と協働して、計画的に「死刑制度廃止を含む刑罰制度改革」を研究し、刑事法関係学会にも死刑制度廃止と日弁連提言の代替刑についても理解を求めていきます。

(5) 対外的な連携に関する活動

アムネスティなどの国際機関、「死刑は釈尊の教えにあわない」という答申を発表した全日本仏教会、キリスト教会などの宗教団体、死刑制度廃止を目指して活動している各種団体と連携を深め、本年8月9日、死刑制度に関する意見

交換会を実施しました。

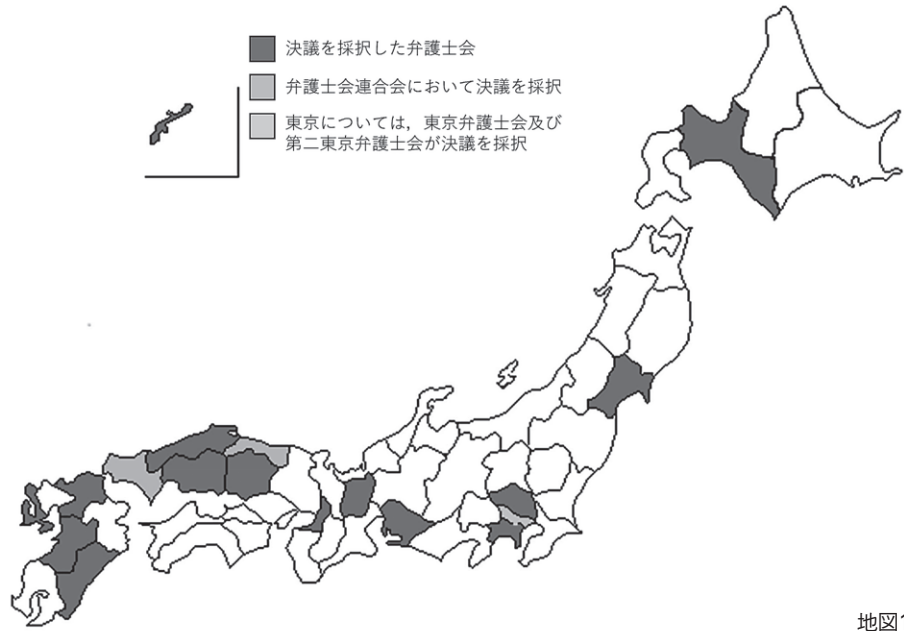
本年9月に福岡で実施されるローエイシア福岡人権大会では、大会テーマである「国境を越える・人権侵害と弁護士による保護」に沿って、より広く人権問題としての死刑廃止と弁護士及び弁護士会の役割を議論する予定です。

(6) 再審支援に関する活動

日弁連は、1959年の徳島事件以来、再審支援に取り組み、これまで34件の再審事件を支援し、そのうち18件について再審無罪判決が確定しています。支援活動には、多くの弁護士が関わり、現在支援している14の再審事件においても地道な活動を続けていくと

ります。従来の再審支援とは別に新たに、刑事再審請求における実質的弁護人選任権の保障の重要性に鑑み、弁護人の再審活動の更なる充実・活性化を図らなければなりません。権利擁護に資するよう援助を行うため、再審弁護活動に対する援助制度の創設を図り、その実績を重ね、将来的にはこうした弁護活動が公費で賄われるよう刑事再審選弁護人制度の実現を目指します。

死刑制度の廃止を求める決議を行った弁護士会・弁護士会連合会
2023年7月31日現在 (日弁連把握分)



地図1

1999年以降に死刑執行に抗議する会長声明又は談話を公表した弁護士会
2023年7月31日現在 (日弁連把握分)



地図2

弁護士会での死刑廃止総会決議の可決状況等

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部 副本部長 川村 百合(東京)

1 日弁連からの要請

日弁連では、2016年の人権擁護大会で「福井宣言」を採択したことを踏まえ、全国の弁護士会及び弁護士会連合会に対しても、死刑制度廃止へ向けた取り組みを行うことをお願いしてきております。

具体的には、毎年度初めに、全国の弁護士会及び弁護士会連合会に対して、①死刑制度廃止の実現に向けて活動する組織の設置、②死刑が執行された際にはこれに抗議する会長声明等の発表、そして、③死刑問題について会内で議論を尽くした上で、「死刑制度の廃止

2 全国の「死刑廃止決議」の状況

2023年7月末時点で、地図1のとおり17会と1弁連が死刑廃止決議を可決しています。さらに今年度中に決議予定で準備を進めている会もあると聞いており、間もなく決議済みの会は全54会のうち3分の1に達する見込みです。ちなみに、②についてはほとんど

を求める総会決議」を行うこと、などの各取組を要請しています。その中で、全国の「死刑廃止決議」の状況について、ご報告いたします。

図2)

なお、日弁連のいう「死刑廃止決議」としてはカウントしていませんが、奈良弁護士会や近畿弁護士会連合会は、死刑制度の存廃にかかわらず現行の死刑制度の問題を指摘する内容の決議をしており、これも大事な問題提起であると認識しております。

現状で死刑廃止決議が成立しているのは、弁護士会の数で言うと約3分の1であり、まだまだ少ないと認めざるを得ません。しかし、大規模会のほとんどが決議していることから、会員数で言うと70%を占める弁護士会がすでに決議していることとなります。

3 死刑制度と弁護士法

死刑制度をめぐることは、会員間でも意見が分かれることから、これを「政治的問題」であるとして決議に消極的になる弁護士会もあるでしょう。とくに小規模会では、会員同士の顔が見え易いぶん、会員の対立を引き起こしたくないという声も聞かれるところです。

しかし、弁護士法1条2項において、弁護士は「法律制度の改善に努力しなければならない」とされており、死刑制度は国家の刑罰制度の在り方の究極の問題であって、まさに法律制度の問題であり、かつ国家による生命権の

剥奪という人権問題ですから、これに取り組むことは弁護士法の趣旨に適っていると考えます。

また、決議に消極的な理由として、弁護士会がそのような決議をすることにどれほどの意味があるのか、との疑問が呈されることもあります。

と、それらが虚しい努力に終わる徒労感を覚えることも残念ながら少なくないとは思いますが。しかし逆に、弁護士会が意見を言わなければ、法律が動かなかったというテーマも我々は数多く経験してきています。

また、決議に消極的な理由として、弁護士会がそのような決議をすることにどれほどの意味があるのか、との疑問が呈されることもあります。

この点、死刑廃止が立法問題である以上、国会議員の理解を得る

私たちは、死刑廃止の世論を高めるに当たって、弁護士会の決議がとて重要であると考えています。未決議の弁護士会での「尽力を切にお願いする」所です。

日弁連が連携する各団体のご紹介

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部 事務局次長 船澤 弘行(千葉県)

1 はじめに

死刑廃止のためには、国民的議論を盛り上げ、法改正を行う必要があるため、日弁連だけではなく、死刑廃止を求める団体又は死刑廃止の存否について議論している諸団体との連携は欠かせません。

本稿では、日弁連が意見交換を行っている13の団体について一部ご紹介いたします。

2 各団体の紹介

公益財団法人アムネスティ・インターナショナル日本は、1961年に発足した、世界最大の国際人権NGOアムネスティ・インターナショナル(以下「アムネスティ」とする。)の日本支部です。アムネスティは、1977年以降死刑は生きる権利の侵害であり残虐で非人道的な刑罰であるとして死刑のない世界の実現に向けて活動を進めています。アムネスティの発表する死刑統計は、我々も常に参照するところです。

死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90は、1989年の死刑廃止国際条約が採択された翌年の1990年12月に「死刑廃止フォーラム」を開催、その後、死刑映画週間、死刑囚の絵展などを

主催、死刑制度及び死刑囚の生活について思索を深める機会を提供しています。

日本国民救援会は、1928年に結成された人権団体で、弾圧事件・えん罪事件の支援に取り組んでいます。本年3月20日、袴田事件差戻し抗告審において、東京高等裁判所が検察の即時抗告を棄却した際も、検察に特別抗告をするなど全国の地検・高検前でアピール活動をされてきました。

日本カトリック正義と平和協議会は、1967年、教皇パウロ六世の呼びかけを受け、1970年日本の司教協議会の一委員会として発足しました。「イエス・キリストが示した福音の光によって、すべての人のいのちを尊く、たとえどんなに重い罪を犯した人であってもその人格の尊厳は決して失われない」(2022年7月6日の死刑執行に対する抗議声明)より)として、全世界で死刑が廃止されるよう取り組んでいます。

公益財団法人全日本仏教会は、伝統仏教の主要な59の宗派等が加盟している伝統仏教会における唯一の連合組織です。仏教の教えに不殺生戒があり、仏教では生き物を故意に殺すことを禁じています。全日本仏教会では、加盟団体に

3 今後の課題

世界では死刑廃止が潮流といえますが、日本においては死刑存廃議論自体が低調です。日弁連と関係諸団体との連携の深化を通じ、死刑廃止を求める機運を高める必要があると考えます。